

# ハナトピア岩沼総合管理棟使用許可申請書 令和 年 月 日

申請者 住所  
 氏名  
 電話

岩沼市長 殿

次のとおりハナトピア岩沼を使用したいので許可されるよう申請します。

使用目的					
使用月日	令和 年 月 日 ( )	午前・午後	時 分	から	
	令和 年 月 日 ( )	午前・午後	時 分	まで	
使用する室名	<input type="checkbox"/> 研修室 第1	<input type="checkbox"/> 研修室 第2	収容予定人員  人		
	<input type="checkbox"/> 体験加工室	<input type="checkbox"/> コンピュータ室			
	<input type="checkbox"/> ギャラリー	<input type="checkbox"/> その他 ( )			
使用責任者 (担当者)	住所				
	氏名 TEL ( ) -				
*区分	規定使用料	減免割合	減免金額	納入すべき金額	
使用料	円	%	円	円	
備考					

- \*印の欄は、記入しないでください。
- 使用時間は準備と後片付けの時間を含めて記入してください。
- 暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可等の決定に当たり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

*事務処理欄	
許可番号	年月日
第 号	令和 年 月 日

領収日付印
現金出納員又は 現金取扱員の領収印



# ハナトピア岩沼総合管理棟使用許可書 令和 年 月 日

申請者 住所  
 氏名 殿  
 電話

岩沼市長 印

令和 年 月 日付けで申請のありましたハナトピア岩沼総合管理棟の使用について、ハナトピア岩沼の設置及び管理に関する諸規定を誠実に遵守することを条件として許可します。

使用目的				
使用月日	令和 年 月 日 ( )	午前・午後	時 分	から
	令和 年 月 日 ( )	午前・午後	時 分	まで
使用する室名	<input type="checkbox"/> 研修室 第1 <input type="checkbox"/> 体験加工室 <input type="checkbox"/> ギャラリー	<input type="checkbox"/> 研修室 第2 <input type="checkbox"/> コンピュータ室 <input type="checkbox"/> その他 ( )	収容予定人員 人	
使用責任者 (担当者)	住所			
	氏名 TEL ( ) -			
*区分	規定使用料	減免割合	減免金額	納入すべき金額
使用料	円	%	円	円
指示事項	◆使用目的以外に使用しないこと。 ◆使用後は使用施設内の清掃及び整頓を行い、係員の確認を受けること。 ◆暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可等の決定に当たり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。			

<h2>受領書</h2>	領収日付印
	現金出納員又は現金取扱員の領収印
使用料合計金額 円	
上記金額正に領収いたしました。	

# ハナトピア岩沼使用料減免申請書

令和 年 月 日

申請者 住所  
氏名  
電話

岩沼市長 殿

ハナトピア岩沼の使用料を次の理由により減免されるよう申請します。

使用目的				
使用月日	令和 年 月 日 ( )	午前・午後	時 分	から
	令和 年 月 日 ( )	午前・午後	時 分	まで
使用する室名	<input type="checkbox"/> 研修室 第1 <input type="checkbox"/> 体験加工室 <input type="checkbox"/> ギャラリー	<input type="checkbox"/> 研修室 第2 <input type="checkbox"/> コンピュータ室 <input type="checkbox"/> その他 ( )	収容予定人員  人	
使用責任者 (担当者)	住所			
	氏名 TEL ( ) -			
*区分	規定使用料	減免割合	減免金額	納入すべき金額
使用料	円	%	円	円
申請理由	1 市の事業として使用するとき。 (1) 市が主催して行う事業 (2) 市が設置した各種委員会、協議会及び審議会等の機関が行う事業 2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が使用するとき。 (1) 市内の公立幼稚園、小学校及び中学校 (2) 市内の私立幼稚園 (3) 市内の高等学校、養護学校その他の学校 (4) 市外の学校 3 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内の社会教育関係団体が使用するとき。 4 官公署及び公益法人が公益のため使用するとき。 (1) 市内に設置されている社会福祉法人が使用する場合 (2) 市内に設置されている保育園が使用する場合 (3) その他の官公署及び公益法人が使用する場合 5 地域における防犯、防災又は交通安全等に関する団体が使用するとき。 6 町内会等の住民の自治組織が使用するとき。 7 農業協同組合、農業共済組合、農業団体若しくは土地改良区等の農業団体が使用するとき。 8 その他市長が特に必要と認めるとき。			

\*印の欄は、記入しないでください。

* 減免の可否	可（減免基準別表-第 項 号を適用）・ 否
---------	-----------------------